

第二百四回国 参議院内閣委員会 会議録第六号

令和三年三月二十三日(火曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

高野光二郎君

山下 芳生君

三月二十三日

辞任

末松 信介君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

末松 信介君

市田 忠義君

補欠選任

高野光二郎君

森屋 宏君

酒井 庸行君

徳茂 雅之君

木戸口英司君

平木 大作君

矢田わか子君

大家 敏志君

岡田 直樹君

古賀友一郎君

高野光二郎君

山田 太郎君

山谷えり子君

和田 政宗君

小沼 巧君

塩村あやか君

杉尾 秀哉君

石川 博崇君

柴田 巧君

高木かおり君

市田 忠義君

国務大臣

田村 智子君

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))

井上 信治君

副大臣

平井 卓也君

大臣政務官
内閣府副大臣

三ツ林裕巳君

大臣政務官
内閣府大臣政務官

吉川 赳君

事務局側

常任委員会専門員

宮崎 一徳君

政府参考人

内閣官房内閣審議官

富安泰一郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査
(デジタル改革推進体制の在り方に関する件)

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森屋宏君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日、山下芳生君が委員を辞任され、その補欠として市田忠義君が選任をされました。

○委員長(森屋宏君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。
内閣の重要政策及び警察等に関する調査のた

め、本日の委員会に内閣官房内閣審議官富安泰一郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森屋宏君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(森屋宏君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査のうち、デジタル改革推進体制の在り方に関する件を議題といたします。
政府から説明を聴取いたします。平井国務大臣。

○国務大臣(平井卓也君) まず、デジタル改革関連法案の要綱等の誤りについて私の方から発言の機会をいただきました。まずはありがとうございます。

デジタル改革関連法案につきまして、二月九日の閣議決定、国会提出後、十二日に一部の誤りが判明したため、全ての資料の精査を行いましたところ、参考資料である要綱、新旧対照条文及び参照条文において四十五か所の誤りがありました。また、正誤表をお配りした際に、誤りの内容の記載が三か所漏れた最終版でないものを誤配付しておりました。国会に提出した資料に誤りがありましたことをまずは深くおわび申し上げます。

誤りが判明した後の国会への御報告につきまして、二月二十六日に与党の一部には御一報しました。野党を含む皆様への御報告が遅くなりました。三月四日、五日に修正した白表紙を配付させていただいた際には正誤表をお渡しせず、丁寧な御説明を行っておりませんでした。加えて、国会への御報告に先立って、内閣府においてはその所管法案の参考資料について二月二十六日に、内閣官房においては三月一日にホームページを修正しておりました。このように、御報告の内容及び

プロセスに行き届かない点があったことにつきまして、改めて深くおわび申し上げます。

内閣官房、内閣府におきましては、再発防止の徹底を図るために、私の指示で三月十八日に藤井副大臣をトップとした再発防止チームを設け、業務の在り方、国会への御報告の在り方、具体的な改善案につきまして早急に検討しております。

チームでの検討を踏まえまして、早速、内閣官房IT総合戦略室における国会対応、文書審査の体制を強化するなど、改善すべきところは速やかに取り組むとともに、再発防止策として取りまとめることとしております。

今回の事案を受け、今後このようなことがないようにしっかりと指導してまいります。

○委員長(森屋宏君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○木戸口英司君 立憲民主・市民の木戸口英司です。

今、衆議院でデジタル改革法案、もう二十時間を超える質疑で、まだこれからということであり、その中でこういう議論をしなければいけないということ、非常に残念であります。我々も、デジタル改革が行政サービスの効率化、そして、これは総理も言っている言葉ですけれども、誰もが恩恵を最大限受けることができる社会と、これは是非目指すべきことだと思っております。しかし一方で、今回のコロナ対策においても、この間の質疑でも申し上げましたが、大臣もデジタル敗戦という非常に厳しい受け止め方をしている。そのデジタル敗戦からいかに復興、復旧ではなくてですね、復興して立ち上がって前へ進んでいくかということが今試されているときにこのスタート、暗たんたる気持ちになります。

多分、小さな失敗ということの受け止めから始まったことだろうと思えますけれども、私はその認識が、そこに失敗の本質があると、そう思っているのこのう質疑の時間を野党間でつくってもらったというところでもあります。

まず、国会への報告、特に、野党もそうですし、参議院への報告も遅くなった。そして、白表紙届けたとは言いますが、そのときに一切説明もなかったというふう聞いております。この認識、なぜそうだったのか、あるいは意識の問題もあると思います。このことについて改めてお伺いいたします。

○国務大臣(平井卓也君) 今回の事案につきまして、国会、とりわけ参議院の皆様への御報告が遅くなったことについて、改めておわびを申し上げます。

二月十二日に誤りが判明した後、事務方が関連資料の全体の精査を行ったところ、約二千ページにわたる大部であったために、誤りの全容把握に二月末までまず時間を要してしまつたとまず聞いております。また、事務方においては、国会に報告する資料としては、誤り部分を修正した白表紙を整えて配付することをもってきちんとした資料で対応したことになるとの、この思い込みが強かったため、白表紙を配付した三月四日、五日までに更に時間を要してしまつたと聞いております。また、その際、正誤表を付けなかったのは丁寧な対応ではなかったと考えており、先生のおっしゃるとおり非常に申し訳なく思っております。また、参議院の皆様を始め与野党の皆様への御報告が遅くなったことについて、重ねてまたおわびを申し上げます。

いづれにいたしましても、内閣官房IT総合戦略室を中心とする国会対応の体制は明らかに不十分であったと考えられることから、三月十八日に設置した再発防止チームの議論を踏まえまして、改善すべきところは速やかに対応するため、三月十九日に、IT室の従来の体制に加え、参事官以下国会対応の専任ラインを設けたところであります。

また、再発防止チームでは、国会への御報告の在り方についても早急に検討して、速やかに再発防止策として取りまとめたいと考えております。

○木戸口英司君 今回、刷り直しをして配ればよいと考えたということの今の説明ですけれども、そもそも報告をして刷り直すか、あるいは正誤表の対応をするか、その辺りも国会と相談をして決めるべきだったんじゃないかとも思います。そして、最初配られたときに、形式面での誤りという書き方がありました。この形式面での誤りということが私よく分からないんですが、形式面でない誤りというのはどういうことなのか。この辺に小さな失敗ということにまとめてしまいたい思いもあつたんじゃないかと思えますけれども、この理由についてお伺いいたします。

○国務大臣(金井卓也君) 事務方からは、誤りが見付かったのは閣議決定の対象である法律案の案文、理由ではなく、参考資料である要綱、新旧対照条文及び参照条文であったため、法案の内容及び及ぶ誤りではないという意味で形式面での誤りと説明したと聞いております。

しかしながら、国会の御審議の参考に供する資料の誤りについて形式面での誤りと表現したのは、もう先生のおっしゃるとおり大変不適切だと私も自身も思っており、大変申し訳なく思っております。

○木戸口英司君 国会対応の陣容も増強したというところでありますけれども、そこに至るまでの認識、あるいは問題の共有、そして対処の仕方と、そのことはこれからまた相談をするということでありませぬけれども、そこがしっかり立て直されないと、人が増強されても解決にはならないということを強く申し上げておきます。

その上で、今回の法案提出、九月の総裁選挙から総理就任、そして来年の、来年度の九月に立ち上げという急ごしらえの中で、この人的、組織的、時間的的管理に問題がなかったのか、その実現

性という意味です。そして、法案提出の時期は、そういった体制の中で十分に時間が取られてきたのか、適切だったのか、その点の認識いかがでしょうか。

○国務大臣(平井卓也君) デジタル改革関連法案については、昨年、私、九月十六日に大臣に就任させていただきました。そして、九月三十日に今の法案準備室を発足させて、私自ら室長を務めまして、その準備室の下に各省から出向で参事官、参事官以下五十人規模の職員による体制を整えて、立案作業に集中的に取り組みでまいりました。

予算関連法案として二月に国会に提出することに向けて、その進捗については私も随時報告を受けておりましたが、今般、要綱、参照条文等の法案の参考資料に誤りがあつたことについて、改めておわびを申し上げます。

今回、今般の参考資料の誤りについて、体制やスケジュールが原因になつたとは考えておりませんが、法案担当者による参考資料の確認が不十分であつたことはもう明らかであると考えております。事務方からは、案文については、内閣法制局による審査を受けるとともに、事務的に読み合わせを徹底するよう指示がされ、ミスを発生させないような対策を講じていたが、参考資料に関しましては、読み合わせの重要性の意識が希薄であつて、管理職による確認が徹底されていなかったというふう聞いています。

そこで、参考資料についても、資料管理の見直しや確認作業における法案担当者以外の職員や大臣官房部局等の更なる関与などの体制整備を強化するように指示したところであります。この点について、再発防止の徹底を図るために、先ほどお話しさせていただきました三月十八日に藤井副大臣をトップとした再発防止チームを設けました。

業務の在り方、国会への御報告の在り方、具体的な改善策について早急に検討しまして、本日付で文書審査の体制を強化し、改善すべきところは速やかに取り組むとともに、速やかに再発防止

策として取りまとめたいと思えます。二十三日付けで体制をつくらせていただきました。○木戸口英司君 ちょっと時間になりましたので、最後ここを聞きたくつたんですが、これは法案の審査の中で聞いていきたいと思えます。指摘だけさせていただきます。

デジタル改革、これまでの政府の取組を見ても、これからもそうだと思いますが、必ず失敗があつて、それをまたバージョンアップを繰り返して、そして進めていくのがデジタルだと思いません。その上で、今回の問題はやはり大きな問題だと捉えていただきたい。公開性、透明性、そしてそこから生まれる信頼性と、ここが実は、これは別に霞が関を批判して言うわけじゃないですけども、霞が関の組織文化として非常にまだできていないというか、まあ日本社会にもあり得ることですけども、それが今回の事態に出てきたんじゃないか。その意味で、デジタル改革に非常に懸念を、また心配を持つわけです。やはり失敗を認め、そしてそれをオープンにし、そしてフラットな組織の中で官民挙げて取り組んでいくと、そういった組織文化醸成がこれからできるのか、そのことを今回聞きたいと、そのように思っております。

そのことでは、長である、総理が長ですから、そのミスも長としても認めて、そして一緒に解決していくと、総理にもそういったトップリーダーとしての在り方、私たちが求めていること、そのことは是非、平井大臣から総理にも伝えていただきたいと思えます。

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。今回の一連のこのミスは、先ほどもお話がありました。本当に何で次から次とこういうことになるのか、憤りを通り越してあきれられるばかりでありますし、こんなことで本当にこの内閣の看板政策であるデジタル改革進んでいくのかと大変心もとない気持ちになるわけでありまして、いづれに

しても、しっかりと反省をして、どうしてこういうことになったか分析をしていく、そしてこの再発防止策を講じてもらわなきゃなりません。

そこで、まず最初に大臣にお尋ねをしますが、そもそもこういうミスが起きるんじゃないかと大臣は予想されなかったのかなと思うんですね。というのは、これまでもいろんな法案のミスはございました。ましてや、今回は束ね法案でありますし、先ほどおっしゃったように、各省からも来ていらつしやる、たくさん。そして、若い人も多いと。なれば、こういうミスが起きるんじゃないかという予想をしなかったのか。また、そういうことはなかったかと思うんですが、そういうことはありました。また、そういうことはありました。

○国務大臣(平井卓也) 法案準備室で、その作業については法案提出に向けて万全を期すよう事務方には指示をしておりますが、指示しております、その進捗について随時報告を受けております。一方、要綱や参照条文等の参考資料についての誤りのないようにせよというような注意は、具体的な指示は私自身しておりません。そのことが、したからといってどうなったかということはあるんですが、私自身しておりません。

これまでも政府内で法案の関連資料の誤りが発生していたというのはそのとおりだと思います。その教訓として、案文本体については法令審査支援システム等の活用などの作業の見直しが図られております。一方で、そのデジタル改革関連法案の要綱等の参考資料については手作業による作成、目視による確認にとどまり、それが結果的に多数の誤りが生じてしまったと思います。

三月十八に設置した再発防止チームにおいて、こうした点も含めて経緯や原因を検証しまして再発防止策を検討しております。そうした中で、まずは内閣官房IT総合戦略室を中心とする内閣官房、内閣府において、本日、二十三日付け

で文書審査の体制を強化するなど、改善すべきところは速やかに取り組みたいというふうに考えております。

再発防止策については、今回の誤りを改めて教訓として広く政府内における法案作成作業に生かしていくことも重要と考えております。その検討結果については各省庁に共有していきたいと考えております。

○柴田巧君 これから聞こうとしたことにも既に何かお答えをいただいたような気がするんですが、

これまでもしばしばこういう類いのミスは起きているわけですね。二〇〇四年には年金制度の改革関連法案の条文に四十か所の誤りがありました。また、二〇〇七年には雇用保険法改正法の成立を前提とした説明資料を担当者が過って配付したという問題もありましたし、二〇一四年には医療・介護法の資料と労働者派遣法改正案の誤記などがあったわけでありまして。

やはり、もう一回ちよつと重なる部分はありますけれども、そのときのやつぱり反省や作業の見直し、教訓がどうして生かされなかったのか。こうやってミスが続いたものですから、内閣法制局においても、法令等、法令案における誤りの防止の手引なども作成をしております。また、厚労省も、問題が起きたときには再発防止チームをつくって、その後、結果等々、防止策をホームページで公表したりしておりますが、こういったものをどうして生かすことができなかったのか。そして、さつきもちよつともう半分はお答え、半分以上お答えになっていまして、再発防止チームのこのしつかりやった結果をやつぱり共有するということが大事で、同じ失敗を今またさらに銀行法等で、まだ幾つも今国会でもありますが、やつぱりそういうことが大事なのではないかと思っております。

○国務大臣(平井卓也) 案文については、内閣法制局による審査を受けるとともに、事務的にも

読み合わせを徹底するよう指示がされて、そのミスを発生させないような対策を講じていました。しかし、それでも、これ読み合わせというふうなことで、幾らその法令審査支援システムを使つても相当な時間を要すると思えます。それ以外の要綱等の参考資料については、全て、先ほどお話ししたとおり、手作業による作成と目視による確認ということ、これは大変な時間が掛かる作業の仕方だということに思っています。

今回は、我々体制を強化して、できることはすくやつていくということですが、やつぱり中長期的な大きな課題として、先生の御指摘のとおり、また同じことを繰り返さないためにはどうしたらいいかということ、これは内閣府、内閣官房だけの問題ではありませんので、これは立法府、特に我々のように法案を作る立場にいる者が、更にミスを犯さない体制とその仕事のフローというものを考えていかなければならないと考えております。

いずれにせよ、今月中に取りまとめようと考えているその再発防止策に関しては、これは広く各省と共有していくべきものだと考えております。

○柴田巧君 時間の関係もあるので、ちよつと一つ飛ばして、今回のこの問題で、平井大臣は、衆議院においても、いかなる経緯があるにせよ、この最終的な責任は私にあるというふうに答弁をされております。

だとすれば、具体的に、そう感じていらつしやるならば、どう責任をお取りになるつもりなのか。過去には、先ほど申し上げた法案のミスの起こった際には、当時の閣僚が給与を自主返納しているという例もあります。雇用保険法の改正案のときのミスのときは柳澤大臣が二か月、あるいは医療・介護法のときは田村大臣が一月、あるいはね、返納されましたが、大臣が責任を感じてなつていらつしやるのか、お聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(平井卓也) 今回の事案における対応は、法案作成部局である内閣官房IT総合戦略室及び内閣府番号制度担当室の判断で行ったところであり、その意味で最終的な責任は私にあると考えております。

こうした事態を改善するためには、法案の参考資料について、資料の管理の見直しや確認作業における法案担当者以外の職員や大臣官房部局等の更なる関与などの体制整備、強化について指示をさせていただきます。

今回、私のまず一番の責任は、法案の参考資料の誤り及び国会への御報告の遅れについてしっかりと検証して、今後このようなことが生じないようなそのやり方、そしてその事務方をしっかりと指導することで再発防止にまず全力を挙げることが私の責任だと考え、その責任を果たしてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 それでは最後に、今回の反省を踏まえて、法改正作業等の業務の効率化や正確さを高めるためにどのようなデジタル改革を行う必要があるかと考えていらつしやるのか。私もびつくりしましたが、こういうときに法文をお互いに声を出し合つて読み合わせをしているという、非常にアナログ的なことをやっていると、非常にこの効率化、正確さを高めるためにデジタル改革を進めていく必要があると思っております。どういふものが必要であるとお考えになつていらっしゃるかを最後にしたいと思います。

○国務大臣(平井卓也) もう先生のおっしゃるとおり、デジタル改革関連法案でございますが、作業はもう完全なアナログということになつております。

法案作成作業の業務の効率化、正確性を高めるための取組については、断絶に追求していく必要があるというのを考えております。この三月十八日に設置した再発防止チームにおいて、早急に取り組むべき体制強化はやつておりますが、このデジタル技術の活用も含む業務の在り方について

は、今後、中期的な課題として検討していかなきやいけなく、今すぐ解決する方法というの、私自身、今の仕事のやり方を前提に考えたら非常に難しいと考えています。

これはもう多くの方々のお知恵を借りて、何とか新しい方法を考えていかなきゃいかぬと、そのようには思っております。

○柴田巧君 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○矢田わか子君 国民民主党、矢田わか子です。

大臣、今回、九月一日からのやつぱりデジタル庁の発足に向けて、もう入口の段階からこうした大きな誤りが見付かり、審議入りがすぐにできないということについて大変残念に思っています。

ただ、デジタルの関連法案を審議していくに当たっては、当然一番大事なのは信頼なので、やつぱり信頼回復に向けてどんなふうにするのかということをやはり一緒に検証していかなければいけないなというふうに思っています。

まず、何よりも私、今回二点のことについて大臣に確認していきたいんですが、一つは、やはり今回の様々なミスが見付かったというこの工程において、これから先どういうふうにするの品質確保をしていくのか、企業でいうところの品質確保をしていくのかということについてだと思っております。

先ほど来から出ているとおり、今もずっとアナログ的な読み合わせ等が行われているわけなんです、それが、それこそ今、校閲するためのアプリケーションシオンとか、様々なソフトも開発されておりまして、そういうものをかませるといふふうな新しい提案がなぜできないのかというふうなことを思うわけです。今、速記者というのはいまだにいらつしやいますけれども、速記よりも、どちらかというと校閲的なものも、専門的な例えはセクシオンとしての設置だとか、新しい何かこれを引きつけに取組が必要だといふふうには思っています。

時間を十分掛けるのか、時間が掛ければ増員するのか、増員も無理だったらやつぱりAIなりITの力を活用していくのか、そういうふうなことの検討を進めていただけませんか。

○国務大臣(平井卓也君) 今回は、早急な対応として人員を増やすと、つまり人を増やして何とか対応しようということですから、先生の御指摘のとおりで、根本的な問題が片付いたということではないと思っております。

さつきお話ししました法令審査支援システム、これは法制局が使っているシステムですけれども、全てのものに今使えるようなことになっていないし、非常に特別な文書体系であり、特に参考資料、正誤表等々のもののバージョンを管理しながら常に正しいものを提供していくというためには相当知恵を使わなければならないというふうに思っています。

しかし、今回は、そういうミスが起きたこともさることながら、国会への対応というのが、要するに、各省から来た皆さん、大変優秀な方々ばかりですが、このミスに慌てたがために、白表紙で何とか対応しなきゃいかぬという、それは私が指示したものではありませんが、そういうことが多くの職員の中で共有されてしまつて、ミスの全貌をつかむまでに時間も掛かり、なおかつ、それがもう段階的にミスが増えてしまつたがために、国会対応に慣れていない職員の皆さんに今回大変なやつぱり負担も掛けたので、結果的にそれが両院の先生方に御迷惑を掛けてしまつたというふうに思っています。

ですから、国会への説明ということに関して言えば、そういう意識を持ったやつぱり職員の養成というものが要だし、それを丁寧に全てオープンにできるだけ早くやれる体制、そして、先ほど先生が御指摘していただいた仕事のやり方を何とか改善することだと思えます。今のままだと、も望んでいることだと思えます。今、望んでいることを増やして、そして読み合わせの時間を増や

す以外に再発防止という方法がないわけですから、そこはすぐに解決策は今見出せないと思うんですけれども、デジタル庁の関連法案の参考資料の中にこういう事案があつたということ、これを本場に奇貨としてやつぱり早急に対策を考えなければならぬというふうには思っています。

○矢田わか子君 私、平井大臣だからこそ御提案申し上げているわけです。

過去にもやつぱりこういうミスは、これだけ大きな規模は初めてかもしれませんが、あつたわけなので、やはりここでデジタル庁をつくっていくというふうなことも含めて、国会の中のやはりデジタル化、更に進めるということが、私は決めなければ進まないというふうに思っています。

今回のミスも、多くは漢数字の誤記の、間違いだとか、漢字の間違いとか、表記間違いが大きいわけです。そうなる、簡単なソフトでもうばあつと当てはめれば一気に見てくれるというふうな機能もありますので、是非まず工程表を描いて、国会の中で、この法案を作っていくこのプロセスの中で、どこの工程でそのAIなりITをかませっていくのかということをやはり位置付けをされてはというふうに改めてやつぱり思いま

す。それと加えて、おつしやつたとおり、今回新しくこれチームをビルディングしたわけですね。民間企業でもよくあるんです、短期のプロジェクトをやるときに新しいプロジェクト立ち上げるから集まつていこうということでチームをつくるわけです。そのチームビルディングにおけるそのビルディングづくりというんですかね、チームづくりのためのその意識合わせとかチームづくりということが私はできていなかったんじゃないかなと思えてなりません。お互いに優秀で専門知識ある方ばかりですけど、国会とはどういふところで、皆さんそれぞれの役割が何であるのかということ、やつぱり意識を合わせてチームとしてこのビルディングをしていくということ、企業

も面倒くさくても必ずやつぱり何時間か研修みたいなこともしながらやっていくんですね。

これからは是非、各民間からも採用されて新しいチームをつくっていくわけなので、それも含めて御対応をいただかなければ、やはり今回これだけ報告が遅れてしまつたということについては、その職員の意識改革なりも対応していただかないと、本当に私は、今回この大きなこの法案の紙の束、もう一度刷り直したことのこの無駄と、それから、職員皆さんも大臣もそうですけど、こうしたこと、大変申し訳ありません、労力を掛ければいけなかつた、本当は法案の審議をしつかりとやらなくちゃいけない時間をこの非生産的な時間に費やしてしまつたということのやつぱり反省に立つて、本当はこれも幾らの税金が無駄遣いされてしまつたのか検証するべきだといふふうに思っていますけれども、是非、新たなそのチームのビルディングづくりというのは是非お願いしたいなと思えます。

○国務大臣(平井卓也君) さつき柴田先生からも御指摘がありましたとおり、組織内の情報共有、そして意識合わせ、そして報告をするその流れ、そういうものやつぱり全部、今回不十分だつたと思っております。

霞が関は、もう今までやつぱり完全なピラミッド型の組織であつて、なかなか今回のような法案準備室というように各省から違つたバックグラウンドの方々が集まつたときに、非常にその指揮系統等々に関しては難しいものがあると思えます。私も、法案準備室長と、もう自ら自分でそのポジションになり、準備室の中で職員の皆様方の仕事を見ておりましたが、これはこれで大変だつたと思うし、コロナ禍で密を避けるということも負荷が取れなかつた部分があつたと思えます。そういうことは、今後デジタル庁をつくつても、先ほどの御指摘のとおり、今回は、次は官僚の皆さんと民間の皆さんとの混成チームになるの

で、更にそこは非常にいろいろな新しいことが起きるといふふうに考えています。そういうことも含めて、組織の在り方に対してもこういうことが起きないようにするというのを最重視してやってまいりたいと考えております。

○矢田わか子君 昨日、菅野参事官が部屋まで来ていただいて、新しい国会対応専任体制づくりですという事の御説明もいただいたんです。

ただ、この新しい専任体制について中身を見ると、週に一回会議を開催して国会対応の改善を図るためにやっていきますということしか書かれていないんですが、この国会対応の体制こそちゃんと仕組みをつくった上で解散するべきだと私は思っています。これを毎週毎週開いて、国会対応どうしようって会議していても仕方がなくて、本当に必要なのはきちっと落とし込みをして実動していく部隊だと、実動部隊が必要なんだと思っ

ています。そこをきちっと絵を描く、工程表を描くところまで専任体制でやっていただいた後は、是非、大臣、またデジタル庁で起こったことがほかの各省庁も含めてひな形となるような仕組みの構築をしていただき、横展開をしていただきますようお願いして、質疑に代えます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。デジタル庁改革関連法案準備室、九月末に発足したと聞きますが、昨年十月、十一月に行われた在庁時間調査はどのような集計になっていますか。

○政府参考人(富安泰一郎君) 内閣人事局からの調査依頼に基づきまして、昨年の十月及び十一月の在庁時間について調査を行っております。デジタル庁改革関連法案準備室に勤務する職員は、その大半が他省庁を本務とする職員、あつ、失礼いたしました。ちよつと、申し訳ありません。この過程で把握されましたデジタル庁改革関連法案準備室に所属する職員等の法案立案作業に従事していた職員の在庁、内閣人事局からの調査依頼に基づきまして調査いたしました、その過程で

把握されましたデジタル庁改革関連法案準備室に所属する職員等の法案立案作業に従事していた職員の在庁時間につきまして集計を行いましたところ、昨年十月における平均在庁時間は百八時間、勤務時間外の平均在庁時間は百八時間、時間外在庁時間が最も長かった職員の時間外在庁時間は百八十四時間、昨年十一月における平均在庁時間は百七十一時間、時間外在庁時間が最も長かった職員の間外在庁時間は百七十一時間でございます。

○田村智子君 異常な長時間ですね。提出されたデジタル庁改革関連法案の関係資料というのはこれなんですね。(資料提示)現行法の条文をどう変えるか、関係する法律が、条文がこれだけある。この中に四十五か所の間違いがあったということなんですけれども、これ一体、何本の法律に関わるんですか。

○政府参考人(富安泰一郎君) お答え申し上げます。今般のデジタル庁改革関連五法案におきましては、新法として四本、それから整備法案の本則で五十九本の改正を行っております。

○田村智子君 関係する法案入れれば、二百本超えるんじゃないですかね。

○政府参考人(富安泰一郎君) 今、本則での改正につきまして五十九本と申し上げましたが、このほかに、例えば今回の改正で個人情報保護法と行政機関個人情報保護法を例えれば統合いたしました個人情報保護法となつておりますけれども、その場合、これまでほかの法律で行政機関個人情報保護法を引用していた法律の条文などは、その改正に連動いたしました見直しをしなければいけないというものがございまして、

このような改正ですとか、条番号がずれるとか、そういった連動して改正するもの、改正が行われておりますので、こうしたいわゆるハネ改正と呼んでいただけますけれども、そういったものを合わせますと二百本を超えまして、二百十七本でございます。

○田村智子君 これまでの法案審議の在り方に照らせば、例えばこの基本法としてデジタル庁設置法、これをまず議論して、成立させて、で、基本計画に基づいて徐々に実施していくのかと、そういうやり方が私は普通だと思えますよ。

これだけの法案にするというふうに取り決めたのはワーキンググループだということに聞いていますけれども、じゃ、ワーキンググループの取りまとめ、政府としての基本方針の閣議決定、それそれいつですか。

○国務大臣(平井卓也君) 今回のデジタル庁改革関連法案については、令和二年十一月二十六日のデジタル庁改革関連法案ワーキンググループの取りまとめ及び十二月二十五日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針等を踏まえ、今年二月九日に閣議決定及び国会に提出させていただきますのでございます。

○田村智子君 これ、閣議決定でこういう方針でつて決まってるから事実上一か月ぐらいでしょう。物理的に無理なものを推し進めようとしている、その中で生じた四十五か所もの不備ではないのかと。

どれだけ無理を押し通しているのかの一例としてお聞きします。

マイナンバー法の改正法案、これ第三十一条の新旧対照表の中に、現行法の条文としてデジタル庁という記載があります。この資料の三百九十五ページなんですけど、まだ設置されていないデジタル庁がなぜ現行法の扱いで出てくるんですか。

○政府参考人(富安泰一郎君) お答え申し上げます。委員御指摘の資料につきましては、整備法案における新旧対照表かと存じます。そこでは、その整備法案における改正法の内容がそれまでに規定されている法律のどの部分を改正するかということ

を明らかにするために新旧対照表がございまして、したがって、今現在、新旧対照表の作り方といたしましては、改正欄には、その改正法による改正の内容、それから現行のところには、その改正法が施行されている時点において施行された、ほかの法律においても改正施行されている内容を記載するということになっております。それによりまして、この整備法の改正法がどの部分を改正するかが分かることとなります。

この委員御指摘の整備法の五十五条の規定によるマイナンバー法の改正につきましては、これは九月一日が施行日でございます、新旧対照表の現行の欄には九月一日時点において改正施行される内容を記載することになります。具体的には、九月一日に施行されているデジタル庁設置法によりましてマイナンバー法第三十一条の中の総務省がデジタル庁に既に改正されておりますので、現行の部分にはそのデジタル庁という記載をさせていただきます。

何を申し上げたいかと申しますと、総務省からデジタル庁に改正するのはそのデジタル庁設置法で改正しております。この整備法では、そのマイナンバー法を、整備法で改正するマイナンバー法の部分を新法で明らかにするために、既にほかの法律で改正されているデジタル庁というのは現行に置かせていただいているところでございます。

○田村智子君 分かった方いらっしゃいますかね。

これ、施行期日も一緒なんです。デジタル庁設置の日に、今のマイナンバー法の改正も同じ日に施行されるんですよ。だけど、施行期日一緒だけれども、その同じ日にまずデジタル庁が設置されたということの前提の上にマイナンバー法が改正されているという仕組みだと。だから、今はないはずのデジタル庁が現行法の旧法の方に出てくるんですよ、ないのに。

これ読み解けますか、皆さん。だから私は、最初に基本法とデジタル庁の設置を本国会でやると言うんだつたら分かりますと言ったんですよ。大体、私なげこれを問題にしたかということ、重要法案と言われるものは、私はできるだけ新旧対

2917。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	一 原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。
	二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。
	三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

3 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和三年三月三十一日の項を削る。

附則第四条の二の二の次に次の一条を加える。

（科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の特例）

第四条の二の三 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四十条の四第一項に規定する事務のほか、

令和十三年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和十三年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。